

宮崎県東児湯消防組合公表第2号

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）の規定に基づき、宮崎県東児湯消防組合特定事業主行動計画を次のとおり策定したので公表する。

次世代育成支援対策推進法に 基づく特定事業主行動計画

令和3年4月

宮崎県東児湯消防組合

宮崎県東児湯消防組合における次世代育成支援対策推進法に基づく
特定事業主行動計画

令和 3 年 4 月 1 日
宮崎県東児湯消防組合

1 目的

本計画は、宮崎県東児湯消防組合（以下「組合」という。）が、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「法」という。）に基づき、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として策定した特定事業主行動計画である。

2 期間

本計画の期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 4 年間とする。ただし、法の有効期限が延長された場合は、その期限まで期間を延長する。

なお、勤務条件に関する制度改革や計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを図ることとする。

3 体制整備

組合では、組織全体で継続的に次世代育成支援対策を推進するため、宮崎県東児湯消防組合特定事業主行動計画推進委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組みの実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うものとする。

4 目標

行動計画策定指針（平成 26 年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号。以下「策定指針」という。）に基づき、組合において、次世代育成支援対策を推進に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析した結果を勘案して、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、上記のとおり分析した結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- (1) 年次有給休暇を 60% 以上取得する職員を 7 割以上にする。

- (2) 職員の業務分担の見直しを定期的に行い、各職員に定時退庁を勧奨する。
- (3) 配偶者の出産及び子育て目的の休暇等の取得を促進する。

5. 取組み

4 で掲げた目標の達成に向け、次に掲げる取組みを実施する。

なお、この取組みは、組合において、それぞれの次世代育成支援対策を推進に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- (1) 年次有給休暇を取得しやすくするための職場雰囲気づくり、業務分担の見直し並びに配偶者の出産及び子育てを目的とする休暇取得について研修を行う。
- (2) 定時退庁日等実施のため、「週に1度はノー残業デー」を設定するとともに管理職員が各職員に早期退庁を勧奨する。